

長野県司法書士会調停センター設置規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、長野県司法書士会（以下「本会」という。）会則第3条第17号の規定に基づいて、本会が開設する長野県司法書士会調停センター（以下「本センター」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(用 語)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

(目 的)

第3条 本センターは、民事上の紛争処理機関として司法書士による仲裁、調停、あっせん等の裁判外紛争解決手続を実施し、もって紛争の当事者の自主的な紛争解決手続に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民事紛争に関する裁判外紛争解決手続
- (2) 手続実施者の養成
- (3) その他、本センターの目的を達成するために必要な一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第5条 本センターの主たる事務所は、本会の事務所内に置く。

(構成員)

第6条 本センターは、本会の司法書士会員（以下「会員」という。）によって構成する。

- 2 本センターの事業を実施するにあたり、第7条に規定するセンター長が必要と認める場合は、本会の会員以外の者を参加させることができる。

第2章 機 関

(運営管理者)

第7条 本センターに、次の運営管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- (1) センター長 1人
- (2) 副センター長 1人
- (3) 事務長 1人
- (4) 副事務長 2人以内
- (5) 会計 1人

(管理者の職務)

第8条 管理者の職務は、次のとおりとする。

- (1) センター長は、本センターを代表し、業務を総理する。

- (2) 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるとき又はセンター長から委託を受けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務長は、本センターにおける業務を掌理し、受付事務の統括、事案の振り分け等の事務を行う。
- (4) 副事務長は、事務長を補佐し、事務長に事故あるとき又は事務長から委託を受けたときは、その事務を代行する。
- (5) 会計は、本センターにおける会計を掌り、収入・支出に関する管理の事務を行う。

(管理者の選任)

第9条 管理者は、本会の会員の中から理事会の同意を得て会長が選任する。

(管理者の任期)

第10条 管理者の任期は、前条により同意した理事会を組織する役員の任期と同一とする。

(運営委員会の設置)

第11条 本センターは、この規則に定める事業の実施に必要な事項のうち、理事会の承認を得たうえで特定の事務を処理させるため、運営委員会を設置することができる。

(手続実施者委員会の設置)

第12条 本センターは、紛争解決手続技術の向上及び手続実施過程における疑義等の意見交換を目的として、手続実施者で構成する手続実施者委員会を設置することができる。

第3章 手続実施者の名簿登載等

(手続実施者の名簿登載)

第13条 手続実施者は、本センターに備え置く手続実施者名簿への登載を受けた者でなければならない。

2 前項の名簿登載は、別に定める手続実施者名簿登載要件を満たす者（以下「名簿登載申請者」という。）から本センターに対して行われる手続実施者名簿への登載申請を受けて行う。

(手続実施者の欠格事由)

第14条 本センターは、次の事由のいずれかに該当する者については、手続実施者名簿への登載を拒否し、登載されている者については、名簿から取り消すものとする。

- (1) 本会の会員でない者
- (2) 司法書士法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 司法書士法第47条第1号の懲戒処分を受け、その処分が終了した日の翌日から1年を経過しない者
- (4) 司法書士法第47条第2号の懲戒処分を受け、その処分の期間が終了した日の翌日から2年を経過しない者

- (5) 司法書士法第47条第3号の懲戒処分を受け、その処分の期間が終了した日の翌日から5年を経過しない者
 - (6) 会長の注意勧告処分を受け、その処分が終了した日の翌日から1年を経過しない者
 - (7) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第7条の欠格事由又は第23条の認証取消処分を受けた者
 - (8) この規則及びこの規則の委任規定に違反し、若しくは違反するおそれがあるとしてセンター長が不適任と認めた者
- 2 前項第8号の規定に基づいて名簿登載を拒否し、若しくは名簿から取り消す場合は、名簿登載申請者又は手続実施者に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 研 修

(研 修)

第15条 本センターは、手続実施者の養成及び能力向上並びに管理者の適正事務遂行のために研修を実施する。

第5章 調停等の実施

(手続規程)

第16条 本センターの実施する紛争解決手続は、別に定める規程に基づいて行うものとし、その手続の開始から終了に至る過程は、紛争当事者に詳細に説明しなければならない。

(守秘義務)

第17条 本センターの管理者及び手続実施者は、正当な理由なく、本センターへの申立手続の中で職務上知り得た内容について他に漏らしてはならない。これらの職を辞した後も同様とする。

- 2 前項の守秘義務に違反した場合は、本会は、センター長による調査（センター長が対象の場合は、副センター長による調査）を経たうえで、解職又は手続実施者名簿の登載取消等の処分を行うことができる。

第6章 情報の公開等

(情報の公開)

第18条 本センターは、利用者の選択の基準を提供するため、本センターの業務及び財務等に関する事項について情報を公開する。

(情報公開の方法)

第19条 本センターの情報公開は、本会のウェブサイトに掲載するとともに、本会の事務局等適宜の場所に掲示して行う。

第7章 資産及び会計

(特別会計)

第20条 本センターの会計は、他の会計と区分して、独立した特別会計とすること

ができる。

- 2 本センターの会計を特別会計とする場合、センター長は、毎会計年度の予算案を作成し、理事会に提出したうえで総会の承認を得なければならない。
- 3 本センターの会計を特別会計とする場合、センター長は、毎会計年度終了後速やかに当該年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書又は損益計算書を作成し、理事会に提出したうえで総会の承認を得なければならない。

(収 入)

第21条 本センターの会計を特別会計とする場合、本センターの運営費用は、次のものをもって充てる。

- (1) 利用者からの手数料その他の費用（以下「手数料等」という。）
- (2) 本会からの繰入金
- (3) 寄付金その他の雑収入

第8章 支 部

(支 部)

第22条 本センターに、支部を置くことができる。

- 2 支部の設置場所は、センター長の提案に基づいて理事会で承認を受けるものとする。

第9章 利用者の費用負担

(手数料等の徴収)

第23条 本センターは、調停手続の実施にあたり、手数料等を徴収することができる。

- 2 手数料等の額、徴収方法その他手数料等の徴収に関し必要な事項については、別に規程で定める。

第10章 苦情対応

(苦情対応)

第24条 本センターの実施した手続に関する苦情の申立ては、本会の苦情対応窓口において対応するものとする。

- 2 本センターは、利用契約を締結した利用者に対して、苦情に関する申立機関として本会に苦情対応窓口が設置されていることを告知しなければならない。

第11章 補 則

(規則の改廃)

第25条 この規則の改廃は、総会における承認を要する。

(規程への委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、長野県司法書士会会則第3条を改正する変更認可の日（平成17年8月31日）から施行する。
- 2 本センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」による認証を受けるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成19年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年11月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年5月18日から施行する。